

権利擁護サポートセンター

コンセプト

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざして、高齢者及び障害者の権利擁護を図る



事業の目的

- 判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利擁護を図る
- 成年後見制度を的確に利用できるしくみづくりと人材育成の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 地域の支援力の強化

対象

- おもに、市内の高齢者及び障害者の相談機関
なお、事業者、民生委員、市民等からの相談も受け、各相談機関と連携し解決に当たる。
- 広報・啓発等は、市民も対象に含める。

実施体制（案）

- 場 所：堺市総合福祉会館4階（常設の事務局）
- 月曜日から金曜日（年末年始の休日及び祝日を除く）
9時00分～17時30分
- 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）と連携して、専門的観点からの支援・助言を受ける
- 開所予定：平成25年4月1日

背景

- 福祉サービスの利用が「措置」から「契約」に変わり、判断能力が不十分な認知症高齢者や障害者の権利やニーズの表明を支援・代弁し、その実現を図る（＝権利擁護）仕組みづくりが求められている。
- 成年後見制度の利用件数の増加
平成23年度の申し立て件数—全国で31,402件
（前年は30,079件）
今後、超高齢化による認知症高齢者等の増加や、障害者の地域移行により、益々増加する見込み
- 根拠法令
市民後見人の養成等、後見等に係る体制の整備等について
老人福祉法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成25年4月1日施行）

経過

- 第2次堺市地域福祉計画（平成21年3月策定、計画期間：平成21年度～25年度）において、「権利擁護の中核的なセンター」の設置を先導的・重点的事業として位置付け
- 平成21年度
「堺市における権利擁護に関する実態調査」の実施
- 平成22～23年度
「堺市における権利擁護に関する検討会」の開催
- 平成24年度
「権利擁護の中核的なセンター開設準備委員会」の開催

事業の内容

1 権利擁護に関する専門相談・専門支援

- ① 地域の相談機関に対して、専門的な助言を行う専門相談
・法律職（弁護士・司法書士）と福祉職（社会福祉士）による専門相談の実施
- ② 成年後見制度に関する説明や助言と申立支援
- ③ 後見受任や債務整理等の専門職支援の確保・調整

2 虐待対応等に関する支援

- ① 各区保健福祉総合センター、基幹型・地域包括支援センター、障害者虐待対応チームに対して、要請に応じて支援方針会議等に参加し助言を行う支援者支援
- ② 虐待を繰り返さないための養護者支援を中心としたサポートの実施等

3 市民後見人の養成

- ① 養成研修の実施
- ② 登録バンクの設置・運営、家庭裁判所等との受任調整、後見活動への支援

4 権利擁護に関する広報・啓発、研修、情報提供

- ① 市民等を対象とした講演会の開催・パンフレット等の配布
- ② 区役所、相談機関、福祉事業者等を対象としたスキルアップ研修の実施・情報提供

連携

権利擁護に関する行政、相談機関、福祉事業者、関係機関・団体、NPO法人等との連携、調整及び権利擁護支援ネットワークの構築